

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月9日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 セカンドストリート・オートバックス高屋店

所在地 岡山市中区高屋字太田49番ほか

（2）届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 岡山電気軌道株式会社

住所 岡山市中区徳吉町二丁目8番22号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

（3）変更事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称	所在地	変更年月日 変更理由
TSUTAYA. AUTOBACS「高屋店」	岡山市高屋字太田50番地ほか	—

（変更後ア）

名 称	所在地	変更年月日 変更理由
TSUTAYA. AUTOBACS「高屋店」	岡山市高屋字太田49番ほか	平成13年6月21日 錯誤による住所更正
	岡山市中区高屋字太田49番ほか	平成21年4月1日 区制施行による所在地変更

(変更後イ)

名 称	所在地	変更年月日 変更理由
セカンドストリート・オートバックス高屋店	岡山市中区高屋字太田 49 番ほか	令和 7 年 4 月 25 日 店舗入替による名称 変更

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
岡山電気軌道株式会社	代表取締役 松田 堯	岡山市徳吉町二丁目 8 番 22 号	—

(変更後)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
岡山電気軌道株式会社	代表取締役 小嶋 光信	岡山市中区徳吉町二丁目 8 番 22 号	平成 21 年 4 月 1 日 区制施行による住所 変更 平成 23 年 6 月 21 日 代表者変更

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

店 名	名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
TSUTAYA	日笠商事株式会社	代表取締役 日笠 晴夫	津山市戸島 634-12	—
AUTOBACS	株式会社ピットイン山陽	代表取締役 広瀬 成史	岡山市長岡 335-6	—

(変更後ア)

店 名	名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
TSUTAYA	株式会社ジョイアーバン	代表取締役 宇田川 正樹	鳥取県米子市角盤町一丁目 27 番地 2	平成 30 年 8 月 1 日 日笠商事株式会社か ら地位を継承 令和 7 年 1 月 15 日 退店

AUTOBACS	株式会社ピットイン山陽	代表取締役 廣瀬 成史	岡山市高屋 50 番地	平成 13 年 6 月 21 日 錯誤による代表者名・ 住所更正
			岡山市中区高屋 50 番地	平成 21 年 4 月 1 日 区制施行による住所 変更

(変更後イ)

店 名	名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
オートバース	株式会社サンクル	代表取締役 清水 孝浩	岡山市北区神田町二丁目 5 番 21 号	令和 7 年 4 月 25 日 入店
オートバックス	株式会社ディー・エス笹沖	代表取締役 廣瀬 彰則	岡山市北区大元上町 1 番 8 号	平成 23 年 4 月 1 日 株式会社ピットイン 山陽を吸収合併

2 届出年月日

令和 7 年 5 月 23 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 10 月 9 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課